

令和8年7月29日

旭川電気軌道株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和8年7月29日付けで、旭川電気軌道株式会社（旭川市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせします。

1. 事業者名

旭川電気軌道株式会社（旭川市3条通18丁目左3号）

代表取締役 福村 泰司

2. 対象路線

一般乗合バス路線

3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
○対キロ区間制	○対キロ区間制
基準賃率 41.0円※	基準賃率 52.5円※
初乗運賃 200円	初乗運賃 250円
○特殊区間制	○特殊区間制
半区 200円	半区 250円
1区 220円	1区 280円
2区 250円	2区 320円
3区 270円	3区 350円
4区 290円	4区 370円

※現行及び認可した基準賃率は消費税10%を含む

（主要区間の実施運賃等）

実際に旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<https://www.asahikawa-denikidou.jp/>

4. 実施予定日

令和8年9月1日（火）

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課

経亀（きょうかめ）、平田

TEL：011-290-2741